

## 新座市高効率空調機器設置費補助金交付要綱

(令和5年新座市告示第284号)

(趣旨)

第1条 この告示は、高効率空調機器を設置する者に対して新座市高効率空調機器設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「高効率空調機器」とは、既存の空調機器と入れ替えることにより当該空調機器に対して30パーセント以上の二酸化炭素の排出に係る削減効果が得られる空調機器をいう。

2 この告示において「登録業者」とは、市内に事業所を有する者であって、第5条の規定による登録を受けたものをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、市税を滞納していないものとする。

(1) 市内に住所を有する者であって、自己の居住の用に供する住宅に、当該者が設置する既存の空調機器と入れ替えることにより高効率空調機器（未使用品に限る。次号において同じ。）を設置するもの

(2) 市内の事業所において事業を営む者であって、当該事業所に、当該者が設置する既存の空調機器と入れ替えることにより高効率空調機器を設置するもの

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（第6条及び第7条第1号において「対象経費」という。）は、高効率空調機器の設置（登録業者が実施するものに限る。）に要する費用とする。

(登録業者)

第5条 登録業者として登録を受けようとする者は、新座市高効率空調機器設置登録業者登録申請書に営業証明書その他の市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、当該登録を受けようとする者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を

決定し、新座市高効率空調機器設置登録業者登録決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

- 3 前項の規定により登録の決定を受けた登録業者は、第1項の規定による申請の内容を変更し、又はその登録を廃止しようとするときは、新座市高効率空調機器設置登録業者登録事項変更・廃止届により、市長に届け出なければならない。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、対象経費として現に要した費用の額に5分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 第3条第1号に該当する者 12万円
- (2) 第3条第2号に該当する者 45万円

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、新座市高効率空調機器設置費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

- (1) 領収書の写しその他の対象経費の支払が確認できる書類
- (2) 仕様書、保証書その他の設置した高効率空調機器の機能が確認できる書類
- (3) 設置した空調機器が高効率空調機器であることが確認できる書類であって、登録業者が作成したもの
- (4) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める書類
  - ア 第3条第1号に該当する者 住民票の写し
  - イ 第3条第2号に該当する者 確定申告書の写しその他の事業を営んでいることが確認できる書類

(5) 市税の納税証明書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする日の属する年度の2月10日とする。

(交付決定)

第8条 前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新座市高効率空調機器設置費補助金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の補助金の交付に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

附 則 (令和6年告示第114号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。